2012 秋 号

発 行
和歌山県消費生活センター
〒640-8319 和歌山市手平2-1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛８Ｆ
TEL 073-433-1551

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇　http://www.wcac.jp/

電話勧誘や訪問販売の違法勧誘にご注意！
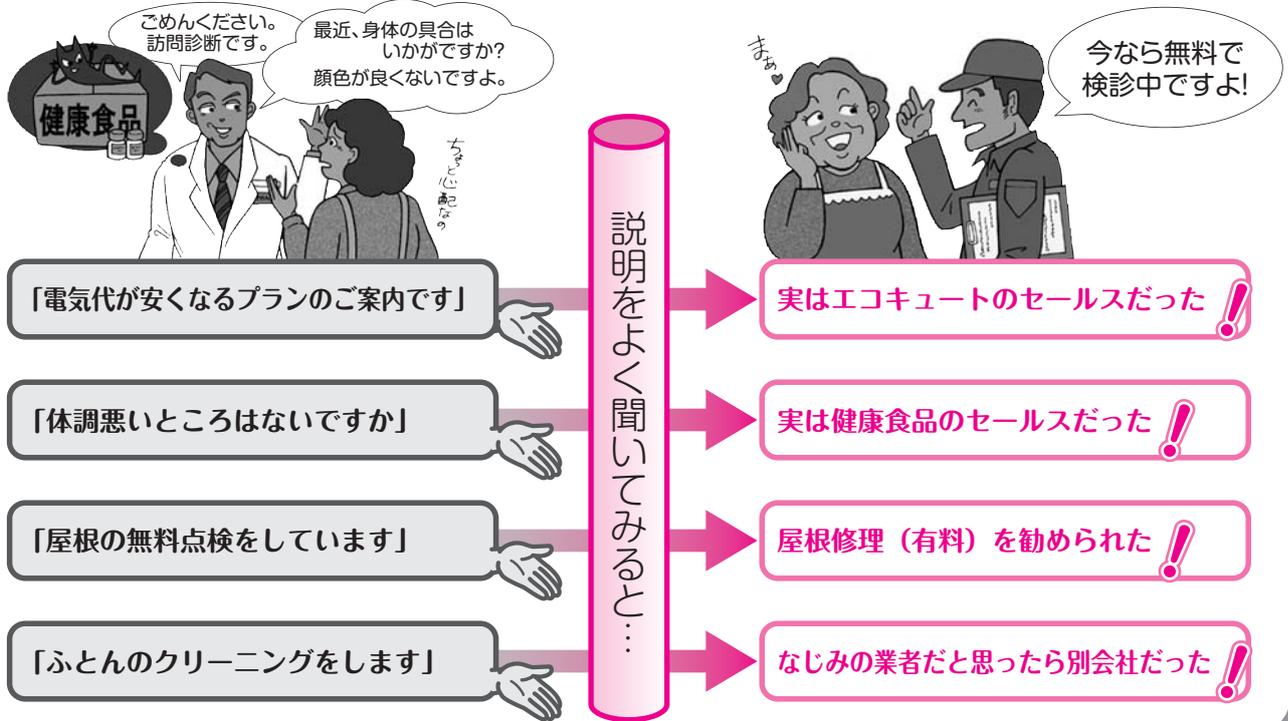
はじめは何の勧誘に来たのか分からず、話をよく聞いている
うちに勧誘目的が分かってきた

最初に会社名、勧誘目的を言わないセールスは全て、
法律に違反しています！

特定商取引法では、電話勧誘・訪問販売をする業者は、セールス電話の最初・訪問販売の会話の一番最初に、「会社名」と「何を売りに来たか」を説明し、その商品について勧誘してもいいかどうかを確認してから勧誘しなければいけないと定められています。（第３条）

このような勧誘を受けた場合は、すぐに契約せず、家族の方や消費生活センターにご相談下さい。

食品の栄養成分表示について

食生活が豊かになり、栄養の摂りすぎによる肥満や糖尿病などの成人病が増加するなか、消費者の健康志向を反映して、食品の栄養成分表示に関心が高まっています。
そこで、食品の栄養成分表示を解りやすく理解していただくため Q&Aにしてまとめました。

栄成分（100g当たり）	
エネルギー（熱量）	450kcal
タンパク質	9g
脂肪	12g
炭水化物	90g
ナトリウム	…mg
その他ミネラル・ビタミン等	…mg

Q 食品の栄養成分表示ってどんな表示？

A 一般に販売されている加工食品と鶏卵に表示されており、表示する際の基準や方法が健康増進法で定められています。

Q 栄養成分表示はすべての食品に記載されているの？

A 表示義務がなく、任意表示です。
しかし、次のように食品の特徴を強調した場合は表示をしなければなりません。

- 「高タンパク」のように多く入っている旨の表示
- 「カルシウム入り」「ビタミンC配合」のような含む旨の表示
- 「糖質ゼロ」「ノンカロリー」のような含まない旨の表示
- 「カロリー控えめ」のような低い旨の表示

Q 「無」、「ゼロ」、「ノン」、「レス」の表示！ ほんとに含まれていないの？

A 含まない旨の表示をする場合は下表の基準を満たしていればよいのです。
従って、0（ゼロ）とはかぎりません。
また、栄養成分が低いや高いなどと強調した食品にもそれぞれ基準があります。

栄養成分等	食品100g当り（液体100ml当り）
エネルギー（熱量）	5kcal未満
タンパク質	0.5g未満
脂質	0.5g未満
飽和脂肪酸	0.1g未満
炭水化物（糖質等）	0.5g未満
ナトリウム	5mg未満

Q 栄養表示を見るときの注意は？

A 栄養成分量等の数値は－20～+20%の誤差が認められていますので注意する必要があります。

～ １０月は　和歌山県食育推進月間 ～

県では、「食べて元気、わかやま食育推進プラン（和歌山県食育推進計画）」を策定し、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るためライフステージに応じた食育の取組を進めています。

詳しくは　和歌山県食育ひろば　検索

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/syokuiku1/index_1.html

和歌山県食育キャラクター
みかぼう

製品事故に気をつけて！！

もし製品事故にあったら、あなたはどうしますか？　製品事故について、購入前から使用時、事故後の対応をご紹介します。

【事例】

購入して１年たたないテレビを見ていたら、突然、画面が映らなくなった。そのまま放置しておくと、２日後、背面から煙が出た。販売店に申し出ると、修理代がかかると言われたが納得できない。

製品事故は、設計ミスや製造不良など製品が原因のものだけでなく、使用した人の誤使用や不注意など様々な原因が考えられます。このケースでは発火という大きな事故に繋がりかねない状態だったため、国の機関で原因究明をしてもらいました。その結果、部品の一つが発熱することが分かりメーカーに伝えたところ、無償で修理されることとなりました。

製品事故を防ぐために

<製品を購入するとき>

1．使用目的に合わせて安全性、品質、機能を考慮して選ぶ
2．注意表示や警告表示などを確認する

<製品を使用するとき>

1．使用前に取扱説明書をよく読み、正しく使用する
2．取扱説明書はいつでも確認できるよう保管しておく
3．定期的な点検や手入れをする
4．異常な音や振動、においなどがあったら使用を中止し、メーカーや販売店に相談する

製品事故が発生したら

1．事故の状態をビデオや写真で撮り、事故品を保管する
2．人体に被害があった場合は病院に行き、診断書をとる
3．消費生活センターなど相談窓口に相談する

　重大事故（生命や身体に危害が発生した事故のうち、死亡事故、治療に30日以上要する事故）情報を受けた行政機関は、「消費者安全法」により直ちに消費者庁へ通知することが義務付けられました

　重大事故を除く消費者事故で、被害の再発・拡大のおそれがある場合も、速やかに消費者庁に通知するなどの措置がとられます

※事故の情報を消費生活センターを通して消費者庁などに集約することで、今後の事故防止に役立てることができます。次の事故を予防するためにも相談してください。
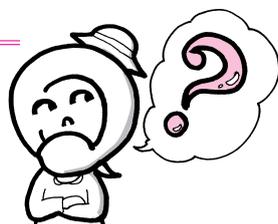
知って得する「トクQちゃんクイズ」

ベビー用の服にアレルギーを起こす可能性のあるホルマリンの規制はあるの？

（答えはどこかにあるよ）

和歌山県金融広報委員会からのお知らせ

知るぽると

参加費無料

●子育て世代に送る “暮らしの達人！知るぽると講座”のご案内

ライフプランのこと、家計や節約のこと、子育てのこと、消費生活のこと、生活を賢く生きる”暮らしの達人”を目指して、連続講座を受講してみませんか？

子どもの一時保育も利用できます。（事前申込要）

【定　　員】 先着30名（連続受講の方が優先です。空席があれば１回の受講も可能。）
【開催場所】 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛６階　602会議室
【一時保育】 先着15名（１歳から小学２年生まで）　事前申込要・無料　10月15日（月）締切
【開催日時】 10月31日から毎週水曜日　全４回　10：00～11：30
【講座内容】

	開　催　日	テ　ー　マ	講　　師
第1回	10月31日（水）	子どもにかかる教育費、心配ないですか？ ～今から準備・・・きっと大丈夫！～	金融広報アドバイザー 垣　由起　氏
第2回	11月 7日（水）	家族で 冬こそ省エネ！ ～家計と地球にやさしい省エネ工夫術～	金融広報アドバイザー 渡辺　富美　氏
第3回	11月14日（水）	子どものしつけと金銭教育 ～子育てで大切にしたいこと～	金融広報アドバイザー 前田　忠　氏
第4回	11月21日（水）	スマートフォンやポータブルゲーム機に潜む危険 ～大人の知らないネットの現状～	兵庫県情報セキュリティサポーター 篠原　嘉一　氏

【申込方法】電話・ファックス・郵送で
①参加者氏名　②住所　③電話番号　④一時保育希望の有無を下記まで御連絡下さい。

問い合わせ・申込み先
〒640-8319　和歌山市手平２丁目１－２　県民交流プラザ和歌山ビッグ愛８階
和歌山県金融広報委員会（和歌山県消費生活センター内）
TEL 073－426－0298　FAX 073－433－3904

申込様式は、和歌山県金融広報委員会 http://www.wakayama-kinkoui.jp/のホームページからもダウンロードできます。

一人で悩まないで相談しましょう

**消費生活での
ご相談・お問い合わせは
お近くの市町村
消費生活相談窓口か
県消費生活センターへ
（相談は無料です）**

和歌山県消費生活センター
【相談受付時間】 平日午前９時～午後５時
（土・日・祝日、年末年始は休み）

土・日曜日消費生活相談（電話相談のみ）
【開設時間】 午前10時～午後４時
TEL 073―433―1551

和歌山県消費生活センター
〒640-8319　和歌山市手平２丁目１－２
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛８階
TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904

和歌山県消費生活センター紀南支所
〒646-0027　田辺市朝日ヶ丘23番１号
県西牟婁総合庁舎内
TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943

「トクQちゃんクイズ」こたえ
○　あります。
赤ちゃんが服をなめたり、アレルギーを起こす可能性があり、皮膚感受性も高いことから、２歳までのベビー用繊維製品については、ホルマリンを残留させないという考え方から、試験法の定量限界（16ppm）以下という規制があります。

再生紙を使用しています。
大豆インキを使用しています。